

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(平成28年12月分)

○市電（輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故）

- ・軌道敷内での車両等との接触事故（2件）

概要：

相手車両の運転手が、後方から電車が接近していることに気づかず、右折しようとして電車進行方向先の軌道敷内に進入したもの（1件）

場所：中郡小学校前交差点内

相手車両の運転手が、左側路地から右折しようとした際に、不確認で軌道敷に侵入したため接触したものの（1件）

場所：神田マクドナルド前交差点内

- ◆自動車が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。多くの事故は軌道敷内に急に右折車が進入し、市電は急に止まれないために接触してしまうケースがほとんどです。軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○市バス（輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの）

- ・該当なし

- ◆バスの発着時は大変危険ですので、なるべく着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとつかまりください。